上条報告

第５９号
平成26年4月

甲州市教育委員会
☎32 - 5097

甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について

甲州市議会の三月定例会が、平成二十六年二月二十日から三月十九日までの日程で開催され、教育委員会からは「甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例」について議案を提出し、審議していただきました。

同条例につきましては、昨年八月に一度お集まりいただき説明した経過がありますが、その後文化庁からの細かい指摘事項を修正したり、罰則規定について甲府地方検察庁とも協議を繰り返した結果、地元への説明がおろそかになってしまいましたことをお詫び申し上げます。

条例の内容は、言い回しこそ違う箇所がありますが、八月に説明しました内容のままです。概要としては、「甲州市の都市計画区域内に伝統的建造物群保存地区を選定することができる」というものです。

条例は三月七日に教育民生常任委員会で審査され、議会本会議で可決されました。条例の施行は、平成二十六年四月一日です。

今号は、三月七日の教育民生常任委員会での審査の様子をお伝えします。

教育民生常任委員会

平成二十六年三月七日　午前十時から
市役所　第一委員会室

【要旨説明】

冒頭、生涯学習課長から条例の各条文について説明をし、その後、条例作成にあたっては文化庁が用意している「標準条例」を基にしていること、重要伝統的建造物群保存地区を目指すには条例制定が不可欠であること、条例そのものは保存地区の基本原則などの大枠を定めたものである、と説明しました。

【審査】

●質問　伝建地区の選定については本会議でも審議されているが、地区数はどのくらいあるのか?また、甲州市ではどこを考えているか?

○答弁（課長）　地区数は全国で一〇六箇所あり、県内では早川町赤沢宿の一箇所しかない。この条例の制定は、上条地区の重伝建地区選定を念頭においている。その他に該当する場所としては、勝沼宿や勝沼等々力の寺町、また、「甲州市景観計画」で重要景観地域とされている恵林寺周辺などが考えられる。

●質問　上条地区の保存については、これまでも審議されてきたが、条例が提出されたことで第一歩を踏み出した。条例制定後、重伝建に選定されるまでどのくらい時間がかかるのか?

○答弁（課長）　条例制定後、速やかに条例に定める「保存審議会」を組織し、保存計画を策定する。上条地区は都市計画区域にあるため、都市計画決定により伝建地区を定めることができ、八月までに計画決定されればその後文化庁に重伝建選定の「申し出」をし、早ければ十二月に官報告示され選定が決まる。

●質問　伝建の選定をしてからも色んな問題が出てくるのではないか。そういうことがないように、上条の方々によく説明をしてください。また、空き家になっている家もあるため、地区の皆さんと歩調を合わせて保存していくこと。くれぐれも「こんなこととは思わなかった」ということがないように。

上条地区が重伝建に選定されれば、甲州市の宝となる。国道からも近い。教育委員会だけではなく、観光資源としても取り組む必要があると思うがどうか?

○答弁（課長）　これまで何回か地元で説明会を開催した。説明会に参加できない方もいらっしゃるので、個別にまわるなど説明を尽くしたい。

重伝建に選定されれば、議員が言われるとおり観光の大きな目玉になると思われる。すでに活用されているものとして「甲州民家情報館」もあり、関係各課とも協議をして、上条地区の魅力を十二分に発信できるようにしたい。

空き家については、伝統的な民家で二軒が確認されている。市民課や建設課などと相談し、住まいしながら保存していくためにどういう方法があるか検討したい。

【採決】

質疑が終わり採決が行われ、委員八名中賛成八、反対〇の賛成多数で、「可決されるべきもの」として本会議へ戻されました。

質疑の中で一貫していたのは、「地元への説明」でした。より一層の説明と情報提供をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

山梨日日新聞に掲載されました（平成二十六年三月十三日）

甲州市は、江戸後期から昭和期にかけての切り妻造りの民家が残る同市塩山下小田原の上条集落の重要伝統的建造物群保存地区選定を目指している。養蚕の歴史を伝える集落として、８月ごろをめどに文化庁に申請する方針。市は地区を保存するために必要な措置や規制を定めた条例案を３月定例市議会に提出している。

養蚕の歴史伝える民家や土蔵

切り妻集落を保存地区に

甲州市、国への申請準備

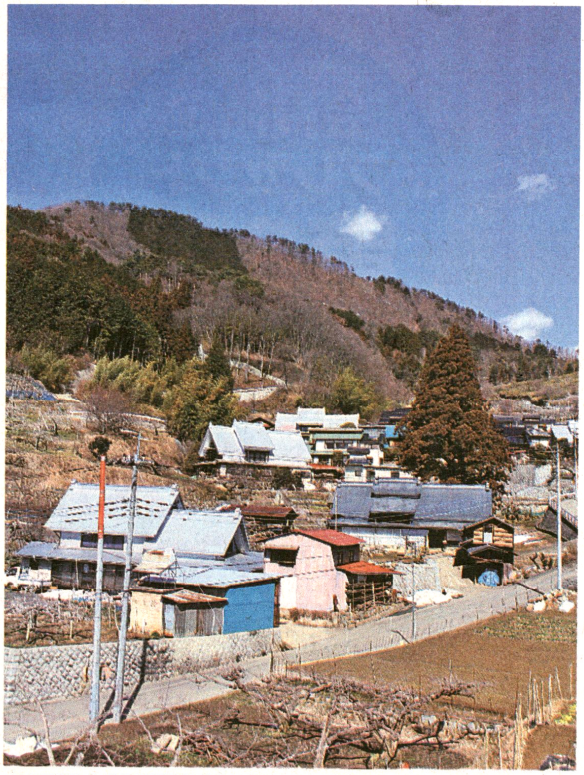

甲州市が重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指す上条集落　＝甲州市塩山下小田原

峡東ワイド
長田野口　和之健介
(0553)22-0339、7603
FAX 23-2158

重要伝統的建造物群保存地区は、城下町や宿場町、農村などの伝統的な建造物群を保存するために市町村が定める地区を指す。①意匠的に優れている②地割が旧態を保持している③周辺環境が地域的特色を顕著に示している―のいずれかの基準に該当していることが求められる。

上条集落は市北部にある山間集落。江戸後期から昭和初期の切り妻民家13軒や「蚕室」5棟、土蔵が残り、「養蚕が盛んだった地域の特色を伝える」(市)として選定を目指す。

文化庁に申請するためには、文化財保護法に基づき、市町村が現状変更の規制や保存に必要な措置を定め、保存計画の策定が必要となる。このため、市は3月定例市議会に、甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例案を提出した。条例制定後は、学識経験者や地元の代表者、市職員らで組織する審議会を4月中に設立する予定。具体的に保存地域の範囲や保存する建造物などを定めた保存計画をまとめる。

保存地区に選定されると、建物の修理や修繕に対して助成を受けることができ、税制面でも優遇措置が受けられる。ただ、建物の建て替えや取り壊しは制約を受けるため、住民への説明会なども開く。

文化庁によると、２０１３年12月1日現在、41道府県86市町村の１０６地区が選定されていて、県内は早川町赤沢のみ。市教委の担当者は「甲州民家の歴史だけでなく、養蚕集落だったことを後世に伝える上でも貴重な集落。地域住民と協議を重ね、選定を目指したい」と話している。

政和クラブの伝統的建造物群保存地区学習会開催

甲州市議会の会派「政和クラブ」から、教育委員会へ「伝統的建造物群保存地区についての学習会」を開催したい旨の申し入れがあり、平成二十六年一月十六日、同二十三日、二月十三日の三回にわたり開催しました。

政和クラブは八名を擁する会派で、地元の黒川議員も所属されています。

一回目は「伝統的建造物群保存地区とは何か」をテーマにし、各地の伝建地区を「宿場」や「山村集落」などの種類ごとに紹介し、二回目は「伝建地区の制度」について、文化財保護法や都市計画法、地方税法などを抜粋し、優遇制度や禁止事項などの説明をしました。

三回目は、会派で京都府南丹市に所在する「美山町北」の重伝建地区を見学したいとのことで、美山町北地区についての情報を提供しました。同地区については「上条報告第十・十一号」で紹介しています。

政和クラブでは、計画どおり三月二十五日に美山町北地区で研修を行いました。

今後政和クラブに依頼して、上条地区とよく似ている美山町北の重伝建地区の様子を皆さまにお知らせする報告会を開催したいと思います。